

# 学校体育施設の使用について

## 1. 登録要件・方法

使用団体は、市内に在住、在勤又は在学するもので構成された10名以上の団体に限る。(市内在住・在勤・在学以外の方は令和10年度から利用不可。)

毎年度「学校体育施設使用団体登録申請書」「構成員名簿」を市体育館へ提出すること。

また団体保険(スポーツ安全保険等)の加入の領収書等(コピー)を4月末迄に提出(メール可)すること。

## 2. 学校体育施設使用許可申請書の提出

- (1) 使用する前月の10日から20日までに「常滑市学校体育施設開放利用券」を添付し市体育館へ提出(2カ月分提出可)
- (2) 同日同時間区分に複数の団体が使用する場合は、支払代表(登録時に決定)にてお願いします。屋外運動場は、無料です。
- (3) 利用券は、4,000円(400円×10枚)・2,000円(200円×10枚)の2種類です
- (4) 空調施設使用料は、1,400円/1時間(1コイン)です。

## 3. 使用時間区分・使用料 ※使用時間区分内で使用終了後清掃及び片付けすること。

- ・屋内運動場・柔剣道場他 午前(8時~12時)800円、午後(13時~17時)800円、夜間(18時~21時)600円、昼間(8時~17時)1,800円、全日(8時~21時)2,600円
- ・屋外運動場 午前(8時~12時)、午後(13時~17時)、夜間(18時~21時)  
昼間(8時~17時)、全日(8時~21時)

## 4. 使用施設

- (1) 三和小学校 体育館、運動場
- (2) 大野小学校 体育館、運動場
- (3) 青海中学校 体育館、2F 柔剣道場、3F 卓球場
- (4) 鬼崎北小学校 体育館、運動場
- (5) 鬼崎南小学校 体育館、運動場
- (6) 鬼崎中学校 体育館、柔剣道場 1F 柔道場、2F 剣道場、3F 卓球場
- (7) 常滑東小学校 体育館、運動場
- (8) 常滑西小学校 体育館、運動場
- (9) 常滑中学校 体育館
- (10) 西浦北小学校 体育館、運動場
- (11) 西浦南小学校 体育館、運動場
- (12) 小鈴谷小学校 体育館、運動場
- (13) 南陵中学校 体育館、武道場 1F 剣道場、2F 柔道場・レスリング場、3F 卓球場

## 5. 使用中止

- (1) 12月28日から1月4日まで・学校行事等（学校→生涯学習スポーツ課→団体責任者）・暴風警報が発令された場合。
- (2) 「常滑市学校体育施設開放利用券」の返却について、団体の理由により使用を中止した場合は、返却いたしません。ただし、暴風警報、学校行事等の理由により中止となった場合は、返却します。

## 6. 減免（団体・行事等）について

- (1) 常滑市スポーツ少年団及び常滑市体育協会が子供を育成するための行事等
  - (2) 常滑市体育協会が行う教室及び大会
- ※空調施設使用料は、1,400円の半額700円／1時間（1コイン）とします。

## 7. その他注意事項等

- (1) 許可以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 車両等は、指定された駐車場以外（特に運動場）へ乗り入れないこと。
- (3) 使用後のゴミ等については、使用した施設はもちろんその周辺においても清掃し、ゴミは持ち帰ること。
- (4) 使用後は、必ず施錠を確認すること。校門については各学校の指示に従うこと。
- (5) 参加するチーム及び応援、見学者等の管理・指導についても使用責任者において責任を負うこと。
- (6) 危険防止及び事故防止について、常に注意をはらうこと。
- (7) 学校敷地内は、禁煙。
- (8) 学校内では絶対に飲酒をしないこと。
- (9) 体育館は土足厳禁とし、必ず専用シューズを使用すること。
- (10) 体育館等及び運動場の使用団体は、管理日誌に必ず記入すること。  
（体育館、武道場、卓球場、運動場、レスリング場）
- (11) 施設の破損等が生じた場合は、直ちに生涯学習スポーツ課（Tel43-5111）に連絡し、平日の時間内に学校へ報告すること。
- (12) 営利を目的とする団体は、使用を許可しない。
- (13) 施設内に団体の私物を置かない。
- (14) 上記以外の開放校ごとの特別な使用事項及び禁止事項については、教育委員会の指示に従うこと。

上記の注意事項を守らない使用者（使用団体）には、使用の停止または

登録を抹消する場合がありますので必ずお守り下さい。

運 営 委 員 長